



部面に對しまして、この法案はそれを対象にいたしました部分でございまして、そのほかの部分につきましては、冒頭に申しましたように、いろいろな法律によりまして、建設省を中心に住宅政策の一環として行なっておる、そういう關係に相なると思ひます。

○佐野芳雄君 そうすると、いまの大臣のILOの住宅勧告はその精神はあくまでも尊重するんだということとちよつと食い違ひがあるように思ひますが、特にいま——あとでまた触れたいと思ひますが、御答弁にあつたように、もしそういうことであるなら、勧告のこの融資の項の中で「政府並びに使用者団体及び労働者団体は、協同組合及びこれに類する非営利の住宅協同組合を奨励すべきである」と規定しておるのですが、今日、日本では住宅生活協同組合がそれに該当するわけですが、現に全国的に労働者の住宅建設に住宅協同組合が貢献していることは御承知のはずですが、その實際を無視していることになりはしないかと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) この法案の中にも、雇用促進事業団を通して融資をいたします場合に、法律に基づいてつくられております日本勤労者住宅協同組合を融資の対象として取り上げております。そのほか一般の——この法案に直接盛ってございませぬけれども、その他の住宅融資の制度の中には、事業主、労働者、勤労者の団体その他も融資を受けられるという制度がございまして、またこの法案自体も事業主またその団体が融資の対象になる。これらは中小企業の場合事業主団体もこの対象になるということとございまして、この法案だけをとりましても、使用者団体、労働者団体等に対しての融資の道が開かれておるといふことに相なつて、そのほかの法律におきましても、いろいろな各機關によりまして、それぞれ關係の団体が融資の対象になっているということに相なつておるわけとございまして。

○佐野芳雄君 そうすると、たとえば勤住協が今度の法律の中に固有名詞として入つてゐることは

わかるのですが、現実に全国で勤住協を通して公庫の融資を受けて仕事をやつてゐるのは住宅協同組合であります。その住宅協同組合という固有名詞がなぜ入らぬのですか、その点。

○政府委員(岡部實夫君) 法案作成にあたりまして、融資の対象になりますものをどこまで考えていくかということいろいろ検討いたしまして、ただいま先生御指摘の住宅をつくるための協同組合はどう取り扱つていくかということも十分検討いたしました。そこで、ただいま私もこの御審議願つておる法案では、勤住協を対象に取り上げたわけとございまして、それは実はこの制度が充足いたしまして、この融資に充てます資金量が大体どの程度になるかということが必ずしもまだはつきりしない面もございまして、それから一応私どものこの法案の立て方といたしましては、勤労者が自主的にみずからの持ち家をつくるための努力をすると同時に、事業主がこれに対して十分な協力援助をしていくというその事業主の力を引き出すということも一つの大きなねらいとしております。そのほか、事業主、事業主の団体を対象にする、それに提供するということを主たる目的といたしました団体。しかも法律による団体が一つございまして、これは当然対象にあげていく、また現実にはいま御指摘の協同組合でございまして、これは勤住協等から委託を受けて現実に建設をしておるといふような実態もございまして、スタートにおきましては、今後の資金量との見合いもございまして、一応対象を事業主、事業主団体及び勤住協ということにいたしまして、今後の資金源とのにらみ合わせ、また今後の運営の実態に即して、その勤労者住宅の審議會を設けることになつております。その辺でも、今後どういふふうに対象を考えていくかということも検討するということで、スタートにおきましては、ただいま申しましたように、いまの法案の姿にしたわけとござい

ます。

○佐野芳雄君 いまおっしゃつてゐる勤住協の委

託団体であるということは、住宅金融公庫に關して委託団体であつて、年金事業団等の融資の問題は住宅協同組合が独自でやつてゐるわけですが、現実に、その点御承知なんではないかな。単に勤住協の公庫の委託を受けてということ前提にするんなら別ですよ。そうでなしに、独自で年金事業団の融資を受けて住宅協同組合は仕事をしています。年間二千戸なり二千五百戸なり。その点は尊重しなければいかぬじゃないですか。

○政府委員(岡部實夫君) ただいまの点は御指摘のとおりでございまして、私どものいまの法案提出の過程におきましていろいろ検討いたしましたのは、いろいろな団体が対象として考えられるわけとございまして、冒頭に申しましたように、融資の資金には限りがあることとございまして、その団体を当初におきましていろいろ広げること、それが現実には必ずしも実効があがらないかもしれないというような懸念もございしたので、スタートにおきましては、最初に申しましたような対象に限りまして、今後の運営によりいろいろ検討を加えてまいり、こういうことになつたわけとございまして、いまの住宅生活協同組合に年金事業団の対象になつてゐることを私も軽視したつもりは毛頭ございませぬ。

○佐野芳雄君 輕視してないと言われるんですけれども、現実には輕視してゐるじゃないですか。ということ、御承知のように、勤住協は自分で仕事をしないんですよ。いま、あなたの言われた委託を受けてゐる住宅生活協同組合の各府県で仕事をしています。仕事をしています。実態は住宅生活協同組合なんです。勤住協を対象の中に入れておくとはいへないんですよ。これが住宅生活協同組合を抜かなければならぬはずはないんですよ。これは輕視してゐるんですよ、どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 現実に住宅生活協同組合の非常に多くの住宅生活協同組合と緊密な關連に立ちまして、勤住協を通じての融資を現実に建設に向けておられることの実態はそれとおりでござい

ますが、この制度自体につきましては、これは繰り返すようで恐縮でございまして、何せ発足の当初におきましては、限られた資金源でございまして、それをできるだけ有効に引き出していくということと事業主及び事業主団体をまず対象に考えていくということから、さらに労働者の住宅そのものの建設、取得を目的とするものをとまかくこれにひとつ加えていくということでスタートいたしましたので、いま仰せの住宅生活協同組合につきましては、現実には勤住協を通じて住宅建設に御協力をいただくことができるわけとございまして、今後資金源の、資金の集まり方等によりまして十分その点は今後の課題として検討をさせていただきます、こういうこととございまして御了承をいただきたいと思ひます。

○佐野芳雄君 いろいろ使用者のほうの問題を前面に出されるんですけれども、ILO勧告でも、使用者が提供する住宅、これは融資の場合もある意味で含まれると思うのです。相当制限を受けていますね、制約をしますね。もっと労働者としては、労働者の住宅は自主的に仕事をしています。ものについて奨励し、助長するという体制がとられないと、これは労働者の性格からもおかしんじやないかと思ひます。使用者の問題につきましては、御承知のように、勧告の中では相当制約をしてゐるわけでしょう。しかも現実に住宅の仕事をしてゐるのは自主的にやつてゐる住宅生活協同組合なんだ。あなたは資金源の問題を言われまして、たけれども、私は、やはり十分尊重するということとで配慮してもらふねと思ひます。いずれまたこのことはあとで触れますけれども、これはもう一ぺん再検討を要すると私は思ひます。

それから、これをひとつ開いておきたいんですが、私のいま手元に一九七〇年のILO総会の議題の資料として、勧告に対する報告書が出てゐるんですが、一九六九年に、これは六一年にこの勧告がでましてから一回だけですか、報告してゐるの。

○説明員(大坪健一郎君) 一回だけでござい

○佐野芳雄君 一回、そこでこの報告書を見て

——全体を見ているのですが、気になるのは、たとえばこういう報告書はILO事務局でわからぬでしょうけれども、たとえばこの十四に「日本勤労者住宅協会法に基づく日本勤労者住宅協会」これはいいと思うんです。その次に「住宅組合法に基づく住宅組合」にこれはいま活動してない。名前はありませんけれども。法律はありますけれども、実際にはないんですよ。そういうないものを入れるということ自体が私はおかしいんじゃないかと、この報告を見て思うのです。それからそのあとに、いま御答弁があったのですが、「消費生活協同組合法に基づく労働者住宅生活協同組合のほか」と、ちゃんとこの中に入っているのです。住宅協同組合と、あなたの方のほうではILO事務局に出した報告書の中に明記してあるでしょう。それがなぜ今度の法律に明記されないのか、こういう固有な名詞として。

○政府委員(岡部實夫君) この報告は、報告全体に對する報告でございます。この報告は広範な内容を持つておるものでございますので、単にこの勤労者財産形成の一環としての住宅、持ち家住宅建設の問題のみならず、いわゆる労働者の住宅建設についての全般的な事項についての報告でございますので、その中では、ただいま先生御指摘のように、年金福祉事業団の資金は住宅生活協同組合に当然その対象として流れていくということも含めましてここに書いたものでございますので、この今回提出しております法案は、この勤労者住宅のいろいろなものもろの政策の中の一つということにお考えいただきたいと思うわけでございます。したがって、この報告は、この法案に直接関係あるものではございませんので、全般的な勤労者住宅の現在の姿を報告したものでございますので、その点御了解いただきたいと思ひます。

○佐野芳雄君 了解せい了解せいと言われても、実際に仕事をしておるものを軽視しておいて了解することができないはずなんです。そして労働省のほうでILO事務局に対して報告をしてい

る報告事項にもこういう固有な名詞として載っているんだから、ですから他をもつて言っちゃいかぬと私は思うのです。その点は十分考へてもらいたいと思ひます。

それから、この際労働大臣にお聞きしておきたいと思うのですけれども、先ほど大臣は一一五号報告をあくまでも尊重するということを前提にしてこの法律をつくったと言われるのですが、そうすると、いまの局長の御答弁とは別に、一般原則の適用範囲の中に、先ほど申しましたように、「この報告は、筋肉労働者及び非筋肉労働者(自営業者及び老令者、退職者又は身体障害者を含む)の住宅について適用する」と明らかに規定しておるわけですね。ところがいまのようなお話になりますと、退職しておる者あるいは身体障害者、あるいは老令者、あるいは自営業者というものは、今度のこの促進法には当てはまらなくなる。その点あなたが先ほどから言われておる一一五号報告を尊重してということと背馳することになるのです。その点どうですか。

○国務大臣(野原正勝君) 一一五号の報告を尊重すると申したのは、全部を尊重し、個々のケースについてごとくそれを尊重するという意味を申したわけじゃございませんので、そういった勤労者のための住宅についてできるだけの配慮をすべきだということ、これは、勤労者住宅はやがてはそうした老令者なりあるいは身体障害者にも及ぶんだという理想を考へておると思うのですが、現在の法律においてはそこまでは手が回っていない、はなはだ十分ではないと思つておりますが、現在の勤労者に対してできるだけの住宅問題等をやっていきたい、それにやぶさかでないということから、大きく見れば、報告の精神を尊重したということになるかと思ひます。個々のケースまで全部それを吟味して満足を与えるという意味で申したわけではございません。

○佐野芳雄君 非常に何といひますか、たよりないというのか、ずるいというのか、答弁があるんですが、この法案ができるまでの経過について

は、昨年の五月に勤労者財産形成制度の創設が試案として発表されましたから、聞くところによりますと、何回か変貌をして、その内容、規模もかなり後退したものになったというふうに関心しておりますが、一体、何回ぐらい最初の形成制度の創設の試案を発表してから変更、変更がありましたか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。ということとは、いまのお話を聞いても、非常に後退しておるという感じを受けるわけなんです。そこで、最初の創設の試案を出したときから何回ぐらい法案の変遷があったのか、そういう状況が知りたいと思ひます。同時に内容、規模等についてかなり後退したと聞くんですが、この間の事情をひとつ説明していただきたい。

○政府委員(岡部實夫君) お話の試案は、いろいろこの法案の作成にあたりまして関係者の御意見を承るというために、いわゆる「財産作り懇談会」というような形の御意見を承る場を設けてまして、そこにおはかりをして、その際、試案といひますか、考へ方をお示ししながら、それに対する御意見を承つて最終案をつくった、そういう形でございます。まして、まあ何回かということでは必ずしもはつきりはいいたしません。最初に昨年の六月に案をまとめた構想をおはかりをいたしまして、それから最終的に関係各省その他との折衝を経て現在の法案の形になった。

そこで、どういふふうに変つてきたかということのおもなる点を申し上げたいと思ひます。まず第一の財産形成貯蓄に對します。いわば援助措置と申しますか、恩典と申しますか、それにつきまして、昨年六月の構想では、財産形成貯蓄をしたものに對しましては税額控除をしていく、それと同時に、一定のものについては割り増し金制度もこれに併用していくということでございます。それを今回の法案では、利子等の非課税ということに對処していくということに変わったわけでございます。

それから第二点は、住宅貯蓄に要する費用については、いわゆる財形貯蓄と同様の取り扱いをす

るといふことでございましたが、今回の場合には、一般の貯蓄の税控除と切り離しまして、これに對しましては、住宅貯蓄控除制度を、現在ございます制度を、これを一部改善をいたしましてこれの對象にしたということでございます。

それからその次に、勤労者の分譲住宅の建設でございますが、これについては、当初は、勤労者が積み立てたあるいは預金したしたものを勤労者財産形成基金というふうな形で、ファンドとして積み立てて、それから融資をしていく、こういう形にいたしましたわけですが、最終的には雇用促進事業団を通して融資をする。それから一般の預貯金は一般関係の金融機関において取り扱う。したがって、雇用促進事業団が金融機関から一定のワケの原資を還元して、それを財源として融資をしていくと、こういうことになりました。

それから、当初には、土地の先行取得というために、この基金あるいは事業団が直接資金をもつて取得しよう、こういうことを考へておりましたが、これにつきましては、国の機関といたしましては、建設省が総合的に住宅用地の造成あるいは計画的な取得を進めていくということ、そのほうの計画に盛ることになったとしまして、こちらでは出さないというふうな点がおもなる点でございます。

○佐野芳雄君 聞けば聞くほど後退の姿がはつきりしてくるわけなんです。住宅問題は、戦後二十六年を経て、なおまことに深刻であり、ことに最近には核家族化の進行においてさらに住宅問題が別の意味において深刻さを増してきております。戦争が済んだときの住宅事情、住宅不足、これは大金持ちも小金持ちも、金のない者も同じように住宅問題に悩んだのですが、すでに二十六年たつて、ことに二十年ぐらい前からは困つておるのは労働者だけなんです。しかも、労働者の流動化が非常に盛んになってきておるときに、いま言われるように総合対策のないままに、あるいは建設省もやつておる、どこもやつておる、あつ

ちこつちやつておるといふことで、あとでまた触れまされども、雇用促進事業団というもののの中にこういうふうな施策を織り込んでいくことに問題があるんじゃないかと思うのです。こういうふうな深刻な住宅問題を解決することが生産性を高めるために役立ち、労働者の流動化の中で一つの新しい文化的な生活をさすことが生産性向上につながるわけですから、そういうたてまえからするならば、そういう後退した形でなしに、もっと前向きで政府全体として住宅施策を考えるというふうになぜ労働省としてはしなかったのか、その点について聞いておきたい。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点はたいへんごもっともでございます。私も、この労働者の住宅の問題については、実は最近の日本の経済情勢が非常に好転してまいり、持続的に高度の成長を続けてまいり、賃金も相当な上昇を続けておる、こういう中で、労働者にとって足りないのは資産の問題だ、資産形成の問題だ。そのうちでも特に住宅問題は、一般に比べて労働者の住宅保有の状態が見劣っておる、非常に劣っておる。この点について、私も、この際労働政策、広い意味の労働政策の一環として取り組んでまいらなければならぬ、そういうことから発足したわけでありませう。

そこで、冒頭に申しました当初の案では、先ほど御説明いたしましたように、これができるだけ労働者に魅力あるものとすべきだという考え方がいろいろある案を考えてきたわけでございます。そこで第一は税の問題、減税の問題でございますが、これについては政府内部においてもいろいろ意見がございまして、税の減税、免税等についての公平の原則というようにいろいろ議論もございませう。そこで私も、一般に別に労働者だけがこの恩典を受けるというためには、ある程度その公平を破っても減税措置を労働者に対してのみとする措置をつくるべきだ。この基本線は最後まで通したわけでございます。ただ、具体的にどのような技術的な措置で税額控除の措置をする

のか、あるいは今回提出しておりますような利子の非課税というところでやるのか、それらについてはいろいろ技術的な問題もございませうが、私も、まず労働者が一般に比べて特別な減税あるいは免税制度の恩典が受けられるということ、とまあ新しい制度として発足させたいということ、そのやり方につきましては、税額控除のほうが当初はいいと思っておりましたけれども、全体のいろいろ議論の中で、利子の非課税ということに落ちついたわけでございます。もちろんこの利子の非課税制度と税額控除の制度と、長い間積み立てをやった場合にどちらがどの程度有利になるかということについては、必ずしも私にわかに計算できない点もございませう。そこで私も実施の状況を見まして、こういうような制度ではなお十分な魅力がないんだということがはっきりいたしました。これをさらに魅力あるものに改善をしていくということ、これを基本的な立場といたしまして、今回ともかく労働者に対して、みずからの努力によって住宅建設のための貯蓄をする、そういった者に対してはできるだけ援助をしていく、こういう新しい制度をとにかく発足させるというように重点を置きまして、いまの御提出しているような案になったわけでございます。そこで、今後ともこの制度がどう利用されるかということによって、この措置が生きるも死ぬもきまるわけでございます。したがって、このような制度が十分活用されるように期待いたしますが、その状況によりまして、さらにこの制度について改善すべきものは順次改善していく、しかもその改善をするためには労使並びに公益——専門家の集まりました労働者財産形成審議会という審議会を設けてまして、その御意見も十分聞きながら、ここで基本的計画を策定して、さらにこの運用の実態も十分把握していただいて、今後の改善のための御意見を十分聞いてさらによりよいものにしてまいり、こういうことでございます。

○佐野芳雄君 非常に魅力のない法案を出されておるわけですから、活用することについてもあと

でお尋ねしますけれども、私は、そんなによい結果が出るようにには実は思わぬのですが、まあいろいろ言っておられるのですからあとで聞きますが、この際、それでは法案の将来の展望について聞いておきたいと思ふんです。この財産形成政策は、もともと西ドイツのものを参考としてつくったように聞いておるんですが、政府の目標は、やはり将来の活用される条件の中にあるいは改正等も考えていくと言いますが、なかなか困難だとは思ふんですけれども、それにしても、そういうふうなお考えの前提に、政府の目標は西ドイツ並みの内容に充実していきたいというふうにお考えになつておるんだと思いますが、もしそうだとするならば、この政策の将来の展望について説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) この制度発足にあたりましては、御指摘のように、西ドイツで約十年前に発足いたしました労働者財産形成政策を参考にいたしましたわけでございますが、西ドイツと日本とあるいは住宅事情その他もだいぶ違つておりますので、これを日本の実情に即するように、まあ焼き直したと申しますか、して、日本の制度をいま御提案しておるわけでございます。

そこで、将来の展望ということでございますが、問題は、やはりこの制度は労働者自身がまずこの制度を利用してあるいは活用して持ち家住宅の建設に有効にこれを使うということにならないと意味ない。そのためには、ここでとっておりまういろいろな措置がはたして実情に即してうまく運用されるであらうかどうかということになるうかと思ひます。先ほど御説明申しましたように、住宅のための貯蓄をやっていく場合に、それが現在の経済情勢あるいは今後の経済情勢と見合つて、ただいまとっております少額利子の非課税制度あるいは住宅積み立ての減税制度だけで十分実施できるかどうかというようにも考えられる。その場合に、たとえば西ドイツの場合には貯蓄の割り増し金法あるいは住宅建設の割り増

し金法ということで、冒頭の減税措置からいままの財政措置に移つてきたようなこともございませう。で、これらの点については、この法案の施行と、この施行に伴ひましての住宅あるいは一般の貯蓄の実績等十分見ながら、これが目的を十分果たし得るようにならば検討してまいりたい、こういうふうにお考えでございます。

○佐野芳雄君 この法案は、労働省のほうで監督してあるいは推進しておやりになるといふことで、この際労働大臣にお考えを聞いておきたいんですが、労働者の住宅政策は、一五号勅告が指摘しておりますように、本来的には社会政策の総合対策として考えるべきものであると思ふんです。労働者の生活安定と向上には所得の向上、特に労働省の場合は——建設省の場合は、これは家が建てばいい、住宅問題が解決すればいいということも一応考えられるんですが、労働省としては、労働者の生活安定、労働者の生活向上ということが前提に考えられなければならないと思ふんですが、そうすると所得の向上、物価の安定、社会保障の充実強化はもちろんのこと、労働条件の改善、生活環境の整備等の施策が重要であると思ふんですが、こうした施策は総合的、具体的に効果をあげていくという方向をとらなければならないと思ふんですが、したがって財産形成政策、この程度の政策それだけでは生活の安定と向上は期待できないと思ふんですが、労働省の立場で、労働大臣としての所見と見解を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(野原正勝君) お説のとおり、労働者の生活の安定と向上のためには、労働条件の改善、賃金水準の向上、社会保障や社会資本の充実、物価の安定等が今後とも多大の努力を傾注すべき問題であることはもちろんでございます。この法案はいささかもその必要性を否定するものではありません。しかしながら労働者の生活の安定と向上をはかるためには、これらの施策の充実と相まって、賃金水準の向上に比べて相対的に立ちおくれの著しい労働者の資産の充実をはかることもまた肝要であると思ひます。労働者財産

形成促進制度は、このような観点から勤労者がみずからの努力によって資産を保有することを国が援助して、事業主の協力と相まって、より豊かな安定した勤労者の生活の実現に資そうとするものでございまして、この制度は勤労者の方々の御協力によって将来ますます拡充強化され、大きく勤労者の生活の安定に資することは間違いないというふうに考えております。

○佐野芳雄君 大臣は間違いないと言われたけれども、この程度の援助政策で援助になっておるとお思いになるところに問題点があると思ひます。その点はあとで申し上げます。

そこで、いま局長がいろいろお話しになっております点から総合いたしますと、今度のこの財産形成政策は、当面、預貯金を住宅建設に向けていくということが一つのねらいのように思われます。預貯金の場合には、御承知のように、物価の上昇に金利が追いついていけない、そういう状態に置かれていくのですから、そこにも問題点があると思うのです。それから土地政策のない中で個人の努力によって土地の入手が非常に困難だ、これに対して総合的な対策、施策がない形で労働者のこういう政策は、一体どのように解決のめどがあるというふうにお考えになるのか。政府がこういう土地問題、きわめて困難な土地入手等についても個人個人の努力にまっとうというふうな考え方でよいのかどうか、これに対してその方策をひとつ示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、今度の制度の一つの大きなねらいが勤労者の持ち家住宅の建設にあることは、御指摘のとおりでございます。そこで、第一点の現在のような経済情勢の中でこの制度がはたして有効に活用するかどうかというところでございます。もちろん物価がいろいろ上昇していく中で貯蓄をしていくということについては、それを減殺するような意味合いも当然経済的には持つわけでございますが、現実の姿は、物価上昇にもかかわらず、相当な貯蓄が現実に行なわれている。しかし、当然物価の問題

につきましましては、政府の大きな施策といはしまして、これを抑制していく政策をとらなければならぬことは申すまでもないわけでございます。直接住宅に關連いたしまして最も問題が大きいのは土地の問題であらうと思ひます。それはたゞいま先生の御指摘のとおり。そこで、私は、当初の試案におきまして、土地の先行取得についても独自の措置を考えていってはどうかということでも試案を考えておりましたけれども、政府全体といはしまして、各省がそれぞれ必要により土地の手当てをしていくということでは、やはり政府の総合的施策の面からは必ずしも適切でないということもございまして、それらの点については、建設省の従来のいろいろな住宅の用地の建設に対する施策、これをさらに強化すべきだということにいたしまして、この法案の四条におきまして勤労者財産形成政策の基本方針を策定することになっておりますが、この中で労働大臣と大蔵大臣及び建設大臣、この三大臣をこの基本方針においてはいわば関係の、主管の大臣ということにいたしました。特に土地、持ち家建設にかかわるいろいろな問題につきましては建設省の所管に關することについては、建設大臣がこの基本方針の策定にあつても労働大臣と十分協力をしてこれに当たるといふような手だてをいたしまして、私も労働省だけでできませんことにつきましまして、関係の各省と基本方針の策定を通じて、まず十分な連携をし、これの実施について協力を求めていく、こういう姿勢で進めてまいりたい。その中で、いま御指摘のような点は解決のために十分努力をし得るというふうに考えておるわけでございます。

○佐野芳雄君 そうすると、住宅の一番基本になる問題は土地の問題なんですよ。その土地は建設省に依存するのだということになると、労働省としての主体性がないことになつちやう。その話はあるとでしやう。いま局長は預貯金の問題を非常に強調されておるのですが、昭和四十五年六月に行なわれた貯蓄増強中央委員会の貯蓄に関する世論調査、これによりますと、勤労者の貯蓄し

ている目的は病気や不時の災害に備えてというのが七七・七％である。教育費や結婚資金に充てるというのが五一・七％、老後の生活安定のためというのが三八・三％である。そして土地、家屋の購入、住宅の修理改善のためというのは三四％なんです。こういう世論調査から見ると、土地家屋の購入、住宅の修理改善というのが三四％にすぎないというところは、全くいわゆる勤労者の貯蓄意識からははずれておるのです。だから病気や不時の災害に備えてとか、教育費や結婚資金に充てるとか、老後の生活の安定ということが普通の問題なんです。ところが土地家屋の場合の三四％といはいますけれども、これは全く住宅のための貯蓄といふものは、住宅を求めることの必要な人たちが、住宅に困っている人たちだけのせつぱ詰まつた状況下の貯蓄といふことになる。だから広い意味における、あるいは一般的な労働者の生活向上のための貯蓄といふことは少し違つた考え方を世論調査からも持たなければならぬと思ひますが、その点どうなんですか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の世論調査でございしますが、いまお話しのように、全体の貯蓄の目的といはいますか、動機からいいますと、土地家屋の購入等については三四％ということになつております。さらにこのいまの数字は、ここで議論申し上げるつもりはございませんが、たとえば三十八年当時が二七％くらいでございましたのが徐々に上がつてきている。そこで、やはり最近の経済社会の情勢、全体の情勢の推移に應じまして、やはり勤労者も持ち家といはいますか、住宅のための貯蓄をするという方向が強まつてまいり、またそういうような余力も出てまいり、ではないか、これは将来に対する見通しでございますが、そういうふうにお考えしております。それから一方、各企業その他住宅に對します援助制度をいろいろやつております数字がございしますが、これらは相当各企業によりまして、大半の企業が従業員のための持ち家援助制度を実施いたしております。住宅資金の融資とか、住宅積み立てとか、住

宅分譲、宅地分譲あるいは給与住宅の払い下げ、これらにからみまして、勤労者が自主的な努力をいたしておることもまた事実でございますので、私どもは、そういった勤労者が現に住宅積み立てをやつておる、また企業あるいは事業主が何らかの形でこれらの勤労者の努力に対して援助または協力をやつておる、そういうところに着目いたしまして、なお世論調査、また一方におきましていまの勤労者の持ち家比率は大体四六％くらいである、持ち家を持つておらない人で持ち家を持つたいという希望が九〇％以上あるというふうな実態もございまして、そういう点に着目して、それに対して国、地方公共団体その他が十分援助の体制をつくっていくということが少しでも勤労者の持ち家を促進する刺激になるといふことが考えられると思ひますので、この制度を採用し持ち家の建設の促進に資したい、こう考えておるわけでございます。

○佐野芳雄君 いまのお話等考えながら、そうしてこの法律を逐条的に見ていくと、財産形成、財産を与えるといふことを含みとしながら、本来的には貯蓄のための貯蓄ではないかといふふうには思ひます。いま局長は、持ち家制度の希望がだんだんふえてきておる、これは確かにそうなんです。この持ち家の希望がふえておるといふことは借家がないということ。借家に入つても一畳千円とか千五百円。だから四畳半と六畳、十畳ぐらいでも一万五千、権利金は別です。あるいは二万円払わなきゃならぬ。あるいは子供があつて十五畳も二十畳もほしいといふことになれば二万五千、三万払わなきゃならぬ。それなら住宅金融公庫に金を借りたり、事業主から金を借りて払つていっても、長い年月で返済のできる条件さえあれば家賃で払ふ金額で自分の家になるというふうなことが持ち家制度が出てきている現状だと思ひます。だから、持ち家制度それ自体を求めているんじゃないんです。私は、自分で住宅の問題をやつておりますが、本来的に言ひまして、人間は一生のうちに三べん宿がえするんです。親

の家に生まれた、親と一緒に住んでおる、結婚した、核家族が進行しておりますから自分で家を持つ。子供が大きくなつてきた、狭うなつたからもう一ぺんかえなかならぬ、持たなかならぬ。子供が成長して結婚して出ていった。夫婦二人じゃ広いから狭い家をさがそうかということ、持ち家制度それ自体が一つのやっぱり社会問題になる傾向を持つてゐるわけです。むしろILO勧告がいつておる通りに、住宅政策は国の責任だ。しかもこの責任を果たすことが生産性の向上にも役立つんだということになれば、特に人口、労働力の充足の現状から見ても、やはり政府としては、むしろ持ち家制度には執着するんではないに、それは実情はわかりませんよ。それも正しいことではない、やむを得ず持ち家制度をやつておるんですから。だから中途はんばなものと考え方なら私は賛成できないんですよ。その点どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 勤労者の住宅問題につきましては、総合的な住宅政策の一環として当然考えていかなくならぬわけでございます。御指摘のように、公営住宅あるいは公団の賃貸住宅等のいわゆる公的な賃貸住宅が大量に建設されなきやならぬということもございまして、おきまして、政府の第二期の住宅建設五カ年計画案におきまして、法的な援助によるものの中で賃貸住宅は六割、そのほかが四割ということで賃貸住宅に力を入れておることも、まあそういう方向で進める一つのあらわれであらうかと思ひますが、私どもがいま取り上げておりますのは、そういう全体的な公的住宅あるいは賃貸住宅の大量建設と相まちまして、現に個々の勤労者の方が持ち家住宅あるいは自分の住宅を持ちたいということで努力いたしております現実もこれまた否定できないところでございますので、そしていろんな形でいま現にそういう預貯金もしております。それが一般の、たとえば金融機関に積み立てられておる場合にはほとんど還元をされていらない。しかし、今回の制度によりましてそういう努力をされる向

きについては、一つはまず減税で恩典を与え、また、集まった預貯金につきましては、一部を事業団が吸収をいたしまして、それを財源としてさらに住宅建設に還元していく。従来、一般の金融市場全体から見ますと、勤労者の住宅建設のほうにはわずかに全体の資金量の一割しか還元されておらない。今度の制度が十分活用され、さらに相当な貯金ができ、これが雇用促進事業団に必要な資金量が還元されるならば、相当なメリットが出てくる。したがって、私どもは賃貸住宅の建設を決して否定するものじゃありません。むしろこれも大量建設をすべきだと思ひますが、それと並行いたしまして、現実の持ち家の努力に対して、それが成果を生むような施策も当然これと相まってなすべきであらうということで、その点をねらつての財産形成促進制度の創設ということになつておるわけでございます。

○佐野芳雄君 先ほどから局長は、原資が十分ないし、資金事情もはつきりしないと言われておりますが、そうすると、そういうふうな希望のなことだけ言つても、現実には行なえないということをお前提にいまあなたは話されてゐるわけですが、その点が一つです。

それからいま住宅預金をした場合の恩典といひますか、減税措置ということをお願い強調されておるのですが、結局そういうことになりまして、住宅を提供すると言ひながら、本質的には貯蓄のための住宅を奨励しておるあるいはそれを求めておるといふふうに考えられるわけなんです。むしろこういうことも、ある意味において反対しませうけれども、積極的に賛成もできないんですが、雇用促進事業団法が生まれた時分から、多少事情は変わつてきましたけれども、炭鉱離職者を救済するとかいう面があつたと思ひますが、こういうふうな賃貸住宅を労働省としては考えるべきじゃないのかというふうに私は思ふのですが、それは別として、原案によると、貯金の拘束期間が五カ年というふうになつたが、現在の案では期間も三年と短くなつておるわけです。これではや

はり貯蓄のための貯蓄という性格が強いのではないかと思ふのですが、さらにたとえば六条の一、三年以上の期間にわたつて定期的に預け入れること、六条の二、預け入れられた日から一年間は払い出しや譲渡はしない、六条の三、預け入れは勤労者と事業主との契約に基づき、賃金から天引きをして、事業主が預け、さらに六条の初めに、この勤労者財産形成貯蓄契約の対象は、金融機関、証券会社、預貯金、合同運用信託、または有価証券となつておるんですが、そうすると、この率も実はばらばらなんです。それから八条の元本百万円までは課税しない、これは現行の少額貯蓄非課税制度と別ワークとすると、少額貯蓄非課税制度の引き上げがすでにあるわけです。住宅貯蓄減税制度の拡大がすでに考えられておるわけです。そうすると、そういうものとダブつて恩典があるならよろしいが、そうでなければそう大した魅力がないことになつちゃう、その点どうなんですか。

○政府委員(岡部實夫君) 現実の預貯金の減税等につきましては、御指摘のように、一般の資産形成のための貯蓄につきましては、少額利子の非課税、これは一般の方が百万円、今回百五十万までになります、その別ワークとして、勤労者にはさらに百万の非課税の対象となるワークを設定した、それから住宅減税のほうにつきましても、これは住宅減税の現在のそのうちのいろんな条件がございしますが、そうではなくて、別にその上積みとしてのいわゆる財形貯蓄の一環としての住宅貯蓄は、その非課税については一般とは別に非課税の対象になる、こういうことになつておるわけでございます。

そこで、いろいろな点の御指摘がございましたけれども、この私どもの基本としておりますのは、現実には貯蓄が行なわれてゐる、それに対して少くとも現在与えられていない恩典がここで与えられる、それから積み立てられました資金が少くともそのうちの一部は雇用促進事業団を通じて還元されると、この二点については、この制度

が従来にない新しい役割りを果たし得るということを考えておりました、そういう点を見合ひまして、この制度が十分意味合いを持つし、また持つように運営されていくべきだというふうに考えている次第でございます。

○佐野芳雄君 私の持ち時間がもう大体来ておるようですから、あと一、二、御質問申し上げて、また次の機会にしたいと思ふのですが、貯蓄の能力の問題なんです、財源となる勤労者の貯蓄能力ですけれども、総理府統計によりますと、四十四年度の勤労者一世帯当たりの平均貯蓄額は八十五万四千円なんです。これも生命保険を除きますと六十二万四千円なんです。そうすると、この金額では、一般的に見て、百万円貯蓄は無理だということになるのです。それから労働省の四十四年度の勤労者持ち家意識実態調査によりますと、三百人以下の企業で持ち家援助制度を採用しているのは、大企業に比して中小企業の場合少ない。実施されている企業で百人以上三百人が三・九%、三百人から九十九人は一%、とても百万円どころか、こういう制度ができても、ある程度大企業は適用を受けられることになつても、中小企業はあるいは無縁のものになるというふうな考えられないでもないと思ふのです。したがって、貯蓄政策としても中小企業をのけものにするというようなことにはなるおそれもあるし、それ自身が中途はんばではないかと思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 貯蓄の現状についての御指摘がございまして、現在勤労者世帯の貯蓄の現在高は、御指摘のように、四十四年の貯蓄動向調査報告によりますと百二十二万九千円ということになつております。それにいたしまして、特別のワークを設定しても有効に活用できないのじゃないかという御指摘もございまして、それからさらに収入の低いものについてはどうだろうかというふうな御指摘もございまして、これらについては、勤労者世帯の貯蓄動向に對しまして見てみますと、貯蓄の額については、これはいろいろございまして

けれども、収入が非常に低い。たとえば年収三十万ないし五十万のところをとってみましても、九六%が貯蓄をしているという数字もございます。大企業については、それぞれ企業のほうのいろいろな制度も充実しておるようございしますが、やはり問題は、御指摘のように中小企業にあるかと思ひます。そこで、たとえば中小企業につきましても、融資の利率を大企業に比べて低利にしてまいるといふようなことも考え、さらに中小企業団体に対しては十分その融資等によってめんどうを見ていくといふようなことで、その運用にあたりまして、十分中小企業の方々も有効に活用できる方法を考えてまいるつもりでございます。

○佐野芳雄君 あと二問ほどで次の機会に譲りたいと思ひますけれども、現在の企業の中では社内預金制度が普及されているわけです。この制度は私も経験もあるのですが、四十年の不況時代に山陽特殊製鋼の倒産がございましたが、社内預金金額が設備投資に投入されておりました、支払い準備もないといふようなことで実は問題になったのですが、今度の財産形成法では社内預金は除外しているようですが、この財産形成政策の中に社内預金制度を今後どのように位置づけようと思ひますか、これを聞いてみたいと思ひます。

○政府委員(岡部実夫君) 社内預金の制度につきましても、かねてからいろいろ御議論があるところでございます。私も、国会等の御議論もございまして、中央労働基準審議会等にもおはかりをいたしまして、この社内預金の制度についての取り組み方をいろいろ検討してまいっております。全般的には、やはり社内預金が十分労働者保護の立場から有効であるかどうかといふような疑問もございまして、私も、この社内預金の制度につきましても、それが十分労働者の保護に合致するといふ線に沿ってこれを認めて、適正な規制をこれに加えていくといふことで従来からやってきましたのでございまして、今回の法案におきましても、社内預金を法案の中で正式に取り上げることを行いません。ただ、この「財産作り懇談会」

等の御意見によりまして、社内預金のうちでも他の社内預金と明確に区別をされ、さらに保全措置を十分強化して、いわゆる持ち家住宅の建設のための預金といふことについては、これが減税措置の対象になる得るよう考慮すべきだといふ点もございまして、減税措置におきましては、一定の条件を満たしておるものは減税の対象とする。ただし、この法案によるいわゆる財産形成貯蓄としては、社内預金を取り上げないといふことについてお聞きします。こういう方針で今後進めてまいりたいと思ひます。

○佐野芳雄君 それはそれでけっこうなんです、そこで、持ち家建設するために、事業団からの貸し付け金利が安くないんです。大企業七%、中小企業六・五%となっておりまして、この差も大企業と力のない中小企業の貸し付け金利の差額が〇・五%というのは、これは大企業に有利だと思ひます。問題は、むしろそれよりも厚生年金の還元融資、住宅金融公庫の融資等は五・五%であるわけですが、非常に高いといふことでやはり魅力を薄くしていると思ひます。

それからもう一つ問題は、雇用促進事業団は、失業保険資金を原資としているわけですが、このような短期資金を原資にする事業団が長期の住宅資金の貸し付け業務を行なうことは問題ではないかと思ひます。むしろ大所高所から考えるなら、雇用促進事業団は事業団法の第一条の目的に掲げるところに「雇用を促進し、もって労働者の福祉に寄与する、その目的と今回の法案との関連がちょうど問題になると思ひます。むしろこの際、労働省が、大所高所から考えるなら、所管は厚生省のほうの年金福祉事業団のほうの貸し付けを拡充するといふふうな、資金の効率化を考えることが妥当ではないかと思ひますが、そういう点についてひとつ聞いておきたいと思ひます。

それから労働省の立場ですと、この政策を遂行するためにあつた金の金融機関を、当然労働省が管理監督しておる、しかも労働者が自主的にこなっている労働金庫を金融機関としては第一に考

えるべきだと思ひます。証券会社、農協、信用組合、長期信用銀行など、雇用労働者と直接に関連のない金融機関ははずしていいわけです。だからそういう点についての労働省としての考え方を労働大臣から聞いておきたい。

○国務大臣(野原正勝君) この財産形成政策の内容については、いろいろ御指摘がございましたが、これはやはり出発当初においてはこの程度でやむを得ず出展を余儀なくしたと思ひます。将来はこの財産形成の資金といふものの貸し出し等についてはもっと金利を下げる必要があるといふことを考えまして、これは当然国の出資による利子補給を与えるべきだと、勤労者のための財産形成、特に住宅資金である限りは長期低利の資金が必要であります。したがって、そういうものはできるだけでもっと金利を下げる必要があると思ひます。こういう問題については、いずれその預金が貸し出しを得るまでの間にはまだ当分かかるわけでございますから、それまでの間にこの制度をむしろ拡充強化するといふか、十分検討したいだいて、将来に備えたいといふふうに考えております。

さつき、この取り扱いについては、むしろ厚生省の機関のほうがいいんではないかといふ御意見もあつたようでございますが、これはやはり多数の労働者の諸君の御協力を得まして、進んでみずからの預金を行ない、財産を形成しようといふ意欲を考えますときに、やはりこれは労働省が積極的に担当したほうがいいんではないかといふふうに考えております。

なお、これは雇用促進事業団の中の一部門として扱うことになつたわけでございますが、本来は、当初の案にもありまして、財産形成事業団をつくるという案があつたわけでございます。私も、むしろそのほうがいいといふに思ひますが、これもやはりいろいろな関係で、当初の出発点においては雇用促進事業団の取り扱いといふことで、不本意ながら妥協したという経緯もございまして、したがって、これは将来勤労者各

位の御理解によってこの財産形成が大きく伸びていくと思ひますときに、やはりこれは独立した一つの勤労者財産形成事業団のごときものとして、もっと強力な機関に変えていく必要があるんではないか。その際において、こうした勤労者のための諸施策を徹底して行なう。たとえば金利を下げるとか、あるいはまた土地の先行取得もその事業団において行なうとか、そういうような理想と考えておりました当初の案のごとき構想に立ち戻つていって初めてほんとうの財産形成の政策が行なわれるのではないかと、いふふうに考えております。まあ、われわれはそういう将来の目標に向かって進みたい。ただし、この出発点にあつては、まだそういった問題が必ずしも十分に各省間の合意を得るに至らないといふ点で、先ほど御指摘がございましたように、一歩後退したような案でスタートいたしますが、将来、大きな一つの力を持った勤労者のための対策が講ぜられるといふふうに期待をいたしております。

そういう観点から、この法案というものは、将来、十分な勤労者の方々の御支援、御支持を得て強化されるであらう、またそういうふうな努力を重ねてまいらるべきものではないかといふふうに考えております。そういう意味で御協力をいただきたいと思ひます。

○佐野芳雄君 これで質問をきくは終わりたいと思ひますが、勤労者に対する施策は、勤労者のための、あるいは勤労者が自主的にやっておる組織に援助してやらせるといふことが基本だと私は思ひます。だから、勤労者の財産形成にとつて大事な点ですから、勤労者自身が組織している労働金庫あるいは勤労者住宅協会の、住宅生活協同組合などをもっと重視して、これらの機関に対して、労働省としては積極的に援助する。そのことが労働省の任務、労働者の財産形成を促進させていくことになると思ひます。そういう必要があると思ひますが、しかも、それはILOの勧告で規定されている、大臣が言っている趣旨でもあるわけですから、これをもっと尊重するといふことを前提に、もう

一ぺん検討を加えていただきたいと思ひます。  
それから、きょうはもう時間ございませんからやめますが、次の機会に、公務員の共済組合の問題、それから民間と公務員との二本立ての問題、あるいは雇用促進事業団の現状でよいのかどうかというような問題については、この次の機会にお尋ねをしたいと思います。

とりあえず、大臣のほうから、労働者の自主的につくつておる、労働者が自主的につくつておるそれぞれの事業機関に対して、もっと積極的に援助するといふあるいは協力するといふ心がまえについてひとつ聞いておきたいと思ひます。これで私の質問を終わります。

○国務大臣(野原正勝君) あくまでもこれは労働者のための政策でございます。したがって、労働者自身がつくつております労働金庫であるとかあるいは労働者の住宅協同組合といふふうなものを将来この制度の中にはつきりと取り上げていつて、それらの方々の組織の全面的な協力を得て、この制度が一そう具体的に進行できますように今後検討いたしまして、できるだけ早くいつた政策に近づいてまいりたいといふふうに考えております。

○渋谷邦彦君 ここに、一番最初の労働省でつくつた案と今回提出された案と二つあるわけですが、これを比較いたしますと、いまずつと質を聞いても、なるほどなど実感をもち味わつたことは、極論すれば、これは骨抜きだ、こういう判断がなされると思ひます。で、私は、当初この案をつくつたときには、なかなか労働省にも知恵者がいるなと思つたんです。にもかかわらず、なぜこんなふうな一体骨抜きになつたのか。結局、いい着想を持ちながら、そしてまた、前向きで、労働者の、いわゆる労働者のことを考えていつて、保護するために考へていつたという熱意が全然今回のつくり直された案には見られない。先ほどもちよつとその経過について答弁があつたやうでありますけれども、私としては、どうもその点についてはすつきりしないんです。どうしていつたふうになつたのか。これはおそらく政治折衝の段

階であるいは無理やり、労働大臣としては、政府全体の意向として引つ込めといふことで、のまされたんではあるまいかという感じがぬぐい切れない。その辺どうでございましょうか。

○国務大臣(野原正勝君) 確かに御指摘のとおりな経緯もございまして。まあ私もどつては、この制度をまず満足させたいといふことがございまして。非常に当初の案は理想に近い案であると思ひます。ですが、問題は、この制度を発足いたしましたも、それが貯蓄としてのものをいつたといふか、相当の貯蓄額になるまでは必ずしもそれが実施に移されない、融資の対象にもそう大きく期待できないといふことから見まして、とにかくこの制度を発足させることが先決であらうといふふうに考えます。同時に筋だけは、労働者の預金については税額控除を強力に主張したわけでございますが、利子非課税といふやうなことになるまで、それから土地の先行取得などの必要のために政府の財政投資も要求したわけでございますが、それらの点についても非常に中途半端なわけなものでございまして、利子補給の資金に充てるといふやうなことで一応は出発をしたわけでございますが、この制度がやはり一日でも早く発足をして、制度として確立をしておくことが次の前提として大きくこれを飛躍し、発展せしむるのにはいいのではないかといつたやうな判断、その点は一々の経緯は申し上げませんが、非常にむづかしい判断があつたわけでございます。そういうことで、御指摘のやうな点もございまして、いささか後退を余儀なくされたといふことはいふまでもない事実でございます。率直に申し上げますが、これはこの制度が発足いたしましたも、先ほど佐野委員の御質問に最後にお答えを申し上げましたとおり、われわれは、これは必ず労働者のために役立つ制度でなきやならぬ、そのためには不断の努力、これは懸命の努力を払つて今後より一そういふ制度にだんだんと育てていつたやうな必要がある、それにはやはり皆さ

したが、まあこれをこの際やめてしまふか、それともまだ多少不足であるがスタートをするか、いづれを選ぶかといふことになる、やはりわれわれも、どうも当初の理想案でなければ一切これは要らぬといふことで断固これをもうやめてしまふといふ気持ちになれませんので、多少不足ではあるがこの際スタートをしようといふのが偽らざる心境であつたわけでございます。

○渋谷邦彦君 大臣は、多少不足であるとおつしやいますけれども、これは大いに不満です。冗談じゃありません。おそろく、せつかく手がけた各担当の方々はもうがつくりしたのじゃないかと私は思ふのです。それで、いま答弁のことばじりをつかまえて私は言うわけじゃございませんけれども、一体これからだんだんとどこに目標を置いてやつていくのかといふことも一つの疑問、ならば当初からどうして一体橋頭堡が築けなかつたのか。おそろく予算折衝で刀折れ矢尽きたのじゃないか。なんとまあいくじがないのだらう、それほど大臣が労働者のことに思ひを至すならば、死にもの狂いで大臣の首をかけてでもやるべきじゃなかつたか、こう私は思ふ。なぜ予算獲得ができなかつたのか、この点、理由はどういふわけなんですか。

○国務大臣(野原正勝君) そう言われれば、私の政治力がまことに弱かつたといふことに尽きますが、しかし先ほどもちよつと触れましたように、オール・オア・ナッシングといふことになつて選択を迫られる、まあ私も、この問題を通じて予算の再折衝に入つたわけでございます。どうしてもこの制度は財産形成事業団をあくまでもつくらなければならぬ、同時に政府の財政資金を強力に要求するといふ態度を変えなかつたわけでございますが、最後にやはり政府の財政資金を必要とする時期は、おそろく四十七年度になつてから必要でございまして、四十六年度においては、まあ形だけでもあれば一応スタートできるという点で、まあこの点は多少主張を緩和してもやむを得ない、同時に事業団であります、これもそのス

タートにおいては、独立した機関を必ずしも持つ必要はないといふ点で、雇用促進事業団の中に一部局を設けて取り扱ひをせしむること、これは不可能ではないといふやうなことを考へまして、事務局とも特に打ち合わせました結果、この辺でやむを得ないといふへん弱いようでありませうけれども、ほんとうは弱いようで強いのであります。初めは処女のごとく終わりは脱鬼のごとしといふことがありますが、弱いようにして入つていつてあとから、これを成立したあとにおいてはこれにものを言わせようといふことがわれわれの作戦であつたわけですね。あまり作戦上のことを申し上げるのはどうかと思ひますが、さういつた意味で、この法案に關しましてはいささかどうも、確かにじくじたるものがございましておつたといふふうではございません。また、私が必ずしも弱かつたのではない、まあ弱いように見せかけておるけれども本来は相当強いものを持つておるといふことで、皆さま方の一そうの御鞭撻を仰ぎたいといふふうに思ひます。

○渋谷邦彦君 いや、大臣もなかなか政治家ですね。聞いてみると、とにかく煙幕張られて、これ以上突つ込んでもちよつと困るといふみたいない口吻があらます。しかし善意に解釈すれば、労働省が親心をもつて今後の労働者自身の生活の安定といふか、一九七〇年代の課題とされていつた感じが感ぜられていつた、さういふ方向に持つていつたとして取り組まれたに違ひないと思ひます。ならば、当初の方針からなぜこんな後退したのか。だれしもが抱くこれは疑問であつて、おそろくこれからこの疑問はぬぐい切れない、こゝろ思います。私は、いま段階的といふのうだらうと思ひます。しかしその段階的といふのは、ほんとうに労働者の方々がよくやつてくれたと、なるほど労働者といふのはわれわれの味方だ、はたしてさういつた時期がいつの日に到来するかといふことも含めまして、やはりその希望を満たしてあげるのならば、次の機会をねらつて当

初の考えに戻したそういう施策を講ずべきではなからうか、そういうふうに感じます。大体この法律案を見て、どこに恩典があるのか、何にもないのですよ。一体、ほかの既存の制度とどこが違うのか。先ほど岡部局長が一生懸命になって答弁していた。しかしたいへんこの答弁を聞いていては、苦しまぎれの答弁がずいぶんある。ほんとうに気の毒なくらいです。大臣がもっとがんばって予算折衝で獲得すればこんなことにはならないのに、別に弁護するわけではないけれども、こう思いますが、実際、どこにも恩典がない、これは。それでなおかつ先ほどの質疑応答で感じました点で、一体、勤労者の定義というのはどういうことになっているのだらう、そういう疑問もわいてくる。大企業の下にあって、そこに従事している人たちは社内預金の制度もある。いろいろの恩典がありましても、そういう人たちは除外される。一体、じやどういふ人が対象になるのかということも問題でしよう。この辺はどういうふうに考えられてこれを設定されたのですか。

○国務大臣(野原正勝君) 先ほどの御質疑であります、実は西ドイツなんかでもこの制度が、いまは大体いい形になりましたけれども、これもできるまでには十年かかっております。スタートから今日まで三回の改正を経て、今日のような形になったわけですが、当初においてはいろいろな批判もあり、かなり不満足な状態の中でスタートをした。そうして政府側の努力と、また勤労者の方々の御理解によって、十年の後によりよくして今日のような財産形成制度という形が確立をした。私も、この制度については、将来、やがてこれは大きな一つの力を持つに至る、間違いないと確信を持っております。スタートはやはりできるだけの抵抗を排してすんなりと言うが、これは将来必ずものを言うときがくるだらう、将来に期待しておるわけでありませう。そういう点で、すべて最後の判断を下したということも言えると思ひます。

それから先ほどのお話でございますが、非常に

不満足だらけという御指摘、ごもっともな点は私もよくわかります。それも、これはやはりこの制度がスタートをした後において、これが漸次多数の勤労者の声が背景となり、また国会の方々の御議論やら、いろいろの各方面の御意見等が、審議会等ですでにも御不満の声も上がっておりますし、そういった世論がもうこの問題については決してほっておかない。より一そう強化しろ、よくしろというふうな御意見も当然上がってくると思っておりますから、そういうことを考えに入れてますと、これはやはりこの辺で、ここあたりでスタートするのもやむを得ない。そこで、皆さん方が御不満だとおっしゃる、これはもう初めから考えております。御不満があるだらう、いろいろの御意見がある、それはむしろわれわれにとつてはもつての幸いというか、ありがたい御鞭撻であるというふうな受け取りました。これは直ちに、この秋の予算の問題には必ずこれが有形無形の大きな力になるわけでありませう。ともかくそういった形で、非常にこの制度そのものが難航しておったわけでございますが、実はこの制度は、わが日本でも、すでにこの論議が始まって以来といふもの、かれこれ十年近くたっております。十年間といふもの、いろいろな形で論議をされてきたけれども、ああでもない、こうでもないといふところ、ついに充足できなかった。これが曲がりなりにもここに充足を見たというところ、見ようとしていいます。最近における勤労者の所得の水準も非常に上がつてきております。すでに西欧の水準に近づこうとしている、あるいは追い越そうとしておるといふような客観的なわが国の経済情勢を考えますときに、これはやはり勤労者の方々の住宅をほしとか、持ちたいという願望をかなえてやるために、まず貯蓄を行なう、それに對してやはりできるだけの援助をする。その援助の方法については、まだ十分でないにしても、そういう政策がいままでなかったわけでございます。実は考えてみると、勤労者の財産形成について何らの特別な対策が今日までなかった。そ

れが、御不満ではございませうが、この法律にはあるわけでございます。ないのとあるのとは大違い。これは大きく見ればやはりこれはもう不満である、足りないというところはわかりますが、いままでもなかつたものをここであらしめる。これはだんだんよくしていくわけでありませう。これはその意味合いにおいてはまさに画期的なものであるなからうかと、そうも言いたくなるわけでございます。その点で御審議をいただいておりますわけでございますが、まあ詳しいことはまた局長からよく答弁させますけれども、私の心境は、その意味においては、これはこの際ぜひ皆さま方の御審議をわすれず、御鞭撻もいただきながら、より一そういいものにしていきたいという願望でございます。よろしくひとつ御協力を願ひます。

○渋谷邦彦君 ないよりはあったほうがいい——あつても中身がないものはむだであるといふことでもあります。

それから、私の質問に對して一つ答弁が漏れていふんですが、それはあとで答弁していただきますけれども、西ドイツの例を述べられて、そして日本としてもやうな理想形態に近づけた。ただ、先ほど来の御答弁の繰り返しの中で、ちらっとその作戦なるものの一端をお示しになったやうでございます。不満は不満として残るであらう、その不満といふものが、世論が許さなければ、その中身を愛えていくやうな方向に、政府としては自然にそういう行き方をするであらうといふと、国民のほうに責任を転嫁したみたいなのを考え方になつていふんです。そうではないでしよう、政治の本来の姿は、やはり最初から国民に期待される、そういう中身のあるものをつくるのが一番好ましい。大臣だつておそろくそういうかけ引きをもつて、そうしてからくりがあるみたいなやり方をなさりたいといふやうなお気持ちはさらさらないだらうと私は思ふんですが、しかし、いま聞いている範囲では、やはり国民のほうに責任をある程度押しつけておいて、ことが適當では

ないかもしれませんよ。その世論の形成を待つて、漸次その中身を変えていくんだ、これはどうもただけなさいと私は思ひます。これは感想ですから答弁要りません。

そこで、先ほど私申し上げた勤労者のワケというのを一体どこに定めたのか。大臣が答弁できなかった。岡部さんでもい。

○政府委員(岡部實夫君) 法案において「勤労者」と申しておりますのは、いわゆる賃金、給与等を得て働いている労働者ということで、一般的にいわれる賃金労働者を全部対象にしているわけでございます。ただ、勤労者といふことばを使ひましたのは、法律用語として、労働者という生産労働者に限定されるようなニュアンスがあるやうなところもございませう。ホワイトカラー、ブルーカラーを一切含めまして勤労者全体を対象とする、こういうことにしております。

○渋谷邦彦君 また次の機会に細部にわたる点を申し上げたいと思ひますけれども、もう一つ、きょうは、先ほど議論されました、やはりこの法律案の一番骨子になる持ち家制度といふものでございませう。これは西ドイツの例とは全く違ひまして、土地の取得が不可能であるといふことから始まるわけでございます。一体、その点については、最初のほうがこれまたよかつた、こう思ふんです。建設省に一切まかせてその土地を、国の一貫した施策としてそういう方向にいくんだということに合意されたやうでありますけれども、この土地の問題の解決としては、もうどうしようもないと思ふんです。それは建設省におまかせすることでもつて、こうだらうと私は思ふんです。一体、その辺をどういふやうな連携を取られてその土地の取得といふものを考えておられるのかですね、労働省として、一体どこに主体性を持つてこれからそういう問題の解決に当たつていかれるのか、これは大きな問題だと思ふのです。いまそのうしろに並んでいる若い労働省の人たちにしたつて、一体退職したときに何ぼせんよ、いまの退職金では、はつきり申し上げ

て。土地がそれだけ暴騰しているわけです。じゃその土地を一体どういうふうに取り得て——いいですか。政府のほうで、今度家を持ちたいという人たちに、長期低利でもけっこうでございましょう、とにかく安心のできる、そういう状態でその土地を貸与するなりあるいは分譲するなりされるのか、この辺が具体性が全然ないわけです。この具体的な方向というものが明示されない限り、先ほど私が申し上げておりますように、これは骨抜きと何ら変わりない。一体これで何の役に立つのだと、こんなふうにならざるを得ないわけです。だからやはり労働省としては、側面的に強力に土地の取得ということについて考えなければならぬんじゃないかと、このように感じられるのですが、大臣はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○国務大臣(野原正勝君) 確かに土地の問題を何とかしなければ結局どうにもならぬではないか、御指摘のとおりでございます。したがって、私どもは、当初においては、土地は財産形成の機関が先行取得をするという構想でございまして、その構想が一步後退した形でございまして、これも先ほど申しましたように、やがて財産形成の政策が実施に移されて大きく拡大された場合においては、必ずこれは将来の理想としてそういった方向をとるべきであらうというように私は考えております。現在、そういった問題については、まだ明確になっておりませんが、これはやはり現在の土地制度というものについてはいろいろな問題点がございまして、たとえば私の持論ではございまして、土地を譲渡する、土地所有者から土地を譲渡していく際には、必ずこの譲渡の段階において土地の高騰を来さず、いろいろな諸条件からして土地の値上がりは防ぎ得ないと。ただ、これは最近、総合農政等によりまして、かなり農村地域なんかでは、土地は実はある程度宅地にも転用し得る条件が出ております。ところがそういう場合において、土地を全部譲渡してそれを個々の住宅をつくる人たちの所有に帰するという形にな

りますと、やはりある程度地価が上昇いたします。その際において、私どもは、まあ農業団体なども話し合っておるわけでございまして、これは土地の譲渡によらずに、土地を貸与、まあ借りて使用するという条件が、どういふ条件ならばそれが可能であるか。実は非常にその土地を所有している方も、あまりむやみな地価の上昇を必ずしも喜んではいないという事実がございまして。その土地があまり高くなったために土地を持つておった人たちがその分配の問題でトラブルが生じたり、いろんな問題でかえって好ましくないような状況も多々あるわけでございまして。そういったことからみまして、適正な価格で貸与するならば、これはそのほうがむしろいいと。ただ物価等との均衡上、一たん貸してしまつたならばそれはもう絶対に上げることはできないということでは困る。ですから物価にスライドしたりという方法をとっていくとか、あるいはまた土地の賃貸については、それがあくまでも土地所有者に対していかなる状況のもとにおいてもそれが保証される、まあ不利益を来たさないというふうな諸条件を十分に満たしてやるという条件を整える必要もあるという、条件さえ合うならばここに新しい土地の利用というものが考え得る段階ではないか、むしろそのほうが好ましい。農業団体等では、そういった土地の長きにわたつて、まあ譲渡によらずに使用せしむる、貸与するという方式についてもすでに検討をしておるわけでございまして。

そういうような土地問題に対する根本的な考え方というものを考えまして、新しい一つの土地制度に対する飛躍の段階が必要ではないかというふうなことを考へておるわけでございまして、こういう問題についてはまだ実は固まっております。けれども、しかし土地を持つておる側のきわめて有力な農業団体の中央機関等ともすでに話し合ひをしておるわけでございまして、まあこれが一つの財産形成制度とどう結びついていったらいいかという問題については、今後十分検討の価値があるのではないかと。そこらあたりにあるいは土地が

非常に高騰するという現実と、現在農耕地などに使つておるという実際の土地のまあ賃貸料というのか、というふうなものとの比較において、必ずしもむやみに土地価格を高騰しないで済む方法がもしあるならば、新しい構想によつてそういう方法を見きわめてまいりたい。それを具体的に取上げていく可能性が皆無とはいえない、可能であらうというふうなことを考へておるわけであります。

○渋谷邦彦君 結論からいえば、結局、現在の土地政策というものの対しての政府当局のこれという明確な方策といえますか、持ち合わせていない、もし他にそういう方途があればこれを開いた上、十分検討していきたい、こうなりますとせっかくの持ち家制度、だれしもが望む事柄ではあるけれども、事実上これは不可能に近いと申し上げても決して言い過ぎではないのではないだろうか。この点については、きょうは時間の関係がありますので、次の機会にもつと詰めて私申し上げてみたいと思うのですが、持ち家、持ち家と言いますと非常に聞かぬ方がいいのですかね。けれども、その場所はどういうところに一体つくらせようとしているのかということが一つの問題点であります。日本の場合は、家が建つてから道路が建設されるという、アメリカの行き方と全く逆なんですよ。常に道路の問題、下水の問題で地域住民からたいへんな不満が起る。これが今日の実際の状態でございまして、ですからそういう点まで十分考慮しながら持ち家制度というものを考えもし、指導もし、そして啓蒙もしていくつもりなのかどうなのか。たいていはいま持ち家といえ、これは申し上げる必要はもうないこと、大臣御自身も十分御承知のことなんでしょうが、大体東京を中心として考へてみた場合、いま安い土地というところと三多摩の奥のほうまで行きますと実際ありまけん。その奥のほうだつて最近はどうもたいへんな土地の値段になつてゐる。いま御説明あつたとおりであります。もしかりにそういうところから土地を取得して家が建つたとしてもしかしその人が勤務している場所が都心であると

いった場合、これはたいへんな生活に対する脅威であります。これも当然そういうからみというものも十分考へながらやはりこの土地の問題については国として考へていかなければ、とうてい解決のできる問題ではない、このように私は思います。ですから、大臣は、そこまで十分その考え方を全部からみ合せて、全部含んだ上でいま御答弁されたのかどうか、もう一ぺんお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野原正勝君) まあ、こういった問題は非常に微妙なむずかしい問題になりましたので、ここで答弁はどうかと思ひますが、とにかくまあ大都市の過密状態、これ以上大都市を過密状態にしていくかどうかという問題、したがって、そこまではこの政策としては、突っ込んだ問題としてはまあ結論を出していくわけにはまいらぬと思ひます。ただ大きく言うならば、大都市及びその周辺においてはマイホームでもって、かりに五十坪なり百坪なりの土地を各人が持つて、そこへ平屋のあるいは二階建ての小住宅を建てるといふふうな、庭つきの家をつくるというふうなわけにはいかない。やはりそこは将来高層建築の住宅でがまんしてもらふということにならうと思ひます。しかし、まあ地方の都市あるいは中小都市等においては、やはりできるならば相当の土地を持つて庭もつくり、日当たりのいい、いい環境で生活をするという住宅をつくる。もちろんその際においては道路の問題であるとかあるいは水道の問題、下水道の問題等もございまして、そういった問題については、条件がよいならばそういうところに勤労者住宅ができるだけつくれるような条件を考へていきたい。ただ何せもう、東京の周辺のお話がございまして、東京周辺においては、残念ながら勤労者のための住宅としては、まあやはり庭つきの住宅というわけにはいかない。したがって、できるだけ通勤のあまり難儀でない地域で高層の住宅地区にお住まいをいただくというふうなところでは、これからの住宅問題、土地問題というものは、そういう条件の中で考

えていくということであろうと思います。事務当局の中に案があるかもしれませんが、私どもの考え方としては、大まかに言ってそういう観点から考えてみたいというふうに思います。

○政府委員(岡部実夫君) 補足的にちよっと。御指摘の点、私も事務的には、実は当初は事業団、これを主管する事業団が直接土地を手当てをしていく、これが非常に確実じゃないかというところで考えて案を出して折衝をしたわけでありまして。しかしながら、労働省の管理下にある団体が土地と申しますか、土地を直接手がけるということに對しまして、それが財産形成政策とどこまで本質的に結びつくかという議論も非常にございまして、そこで、土地の問題については、それはもうどうしてもこの問題を解決しなければならぬ、家住宅の建設が非常に困難だということでは、私も認めるところでございますが、ただ、労働省が直接それをやるということ、それが財産形成の制度とどこまで結びつくかというふうないろいろな議論がありまして、私も、建設省がこの土地問題については本来的に主管をしております、いろいろな関係法律の施行によりまして、いろいろ現に実施しているところで、したがって、私どものほうの財産形成制度の中の一つである持ち家を建設していくという場合に、私どもが基本方針をつくってそれで進めていきたい。その場合に当然土地の問題が出てくるから、その中に建設省ないし建設大臣が土地問題について協力をしてもらう。こういうことで、その土地の問題は、政府の担当する部局としては建設省にその主管をしてもらう。そのかわり、いま申しましたように、財産形成との関連では、ひとつその基本方針の策定にあたって建設大臣が当然協力し責任を持ってもらう。こういうことで、先ほども申しました第四条もそういう趣旨で挿入したわけでございます。なお、そのほか現実には、たとえば第三条で国及び地方公共団体の施策といたしまして、抽象的ではございますけれども、国と地方公共団体が「貯蓄の奨励及び持家の取得を促進する

ための施策を講ずるよう配慮しなければならぬ」と、こういう規定によりまして、いわゆる持ち家の取得のネックとなります問題についても、たとえば地方の住宅供給公社等についても、この現実の基本計画がきまりました場合には、必要な地方公共団体に對しては協力を要請していくというふうなことで具体的に進めてまいりたいと、こういうことで計画をしているところでございまして。

○渋谷邦彦君 きようは時間切れでありますので、これでやめておきますけれども、最後にいまの問題もちよっと保留しておきたいと思ひます。

最後に一つだけ次の質問をする手がありまして、同っておきたいと思ひますが、預貯金の問題、これも当然この法律案の骨組みになっているわけですが、先ほどデータを通して現在平均の預貯金額というものの答弁がありましたけれども、現実的な問題として預金している人なんか少ないです、ほんとに申し上げます。またできる状態ではないです。そしてあえてここで述べた必要もないわけでありまして、現在の物価高でもう生活が非常に苦しいという、そういう生活環境の中にあって、どうして一体貯金や預金ができるのだらう。ねらいは私はまことにけっこうだと思ひます。すよ。しかし、現実の問題としては、そう簡単なものではございませんよ、これは。それをどう一体啓蒙されていくのかという問題がございまして。これは銀行預託になれば、勘ぐれば銀行にもうけさせるばかりじゃないかというふうな感じも受けないわけでもないというふうなことがありますので、次回は、そうした土地の問題と、それからいま申し上げた預貯金の問題についてお尋ねをしてみたいと思ひますので、その点明確な御答弁が願えるように申し上げて、きようは打ち切らせていただきます。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本案に對する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) 次に、労働問題に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 労働大臣並びに労政局長に、本日、公労協関係の労働組合がストライキ宣言大会を開いて、賃金引き上げ問題の早期解決をはかるうといたしております。三公社五現業の組合であります。交通関係なりあるいは通信関係など、非常に国としても重要な産業であります。ストライキ宣言もいたして最大の決意をして賃金問題の解決をはかるのであります。大臣も閣議でいろいろ発言をしておられるようであります。また、労政局のほうも情勢をキャッチしておられると思うが、三公社五現業の組合に對する賃金引き上げの回答の時期は、一体いつごろであるか。まずその点を伺ひたいいたします。

○政府委員(石黒拓爾君) 三公社五現業の賃金要求に對します当局側の回答につきましては、これは当局が判断すべきことでございまして、從來、政府といたしましても、有額回答をできるだけ早く公社当局が出せるように援助をしてきた事実もございまして、本年におきましても、できるだけ早い機会にこれが出せまうように、種々関係当局と労働省としては協議をしておるというのが現状でございます。

○小柳勇君 大臣は昨日の閣議でも発言をしておられるようであります。まず一つは、時期的に鉄鋼の回答があったことが一つのめどであるというところ、有額回答であるというところを発言しておられるようであります。回答の時期を鉄鋼の回答のあとに、鉄鋼に出されたそのあとに出すというふうなことは、どういうことから御判断になつておられるのか。それから回答する場合は、有額回答であるというところはもろく確認したいのであります。その二点について御答弁を願ひます。

○政府委員(石黒拓爾君) 三公社五現業の賃金につきましては、ここ数年の慣行といたしまして、民間の賃金が多まりました場合に、それを参

考としてきめるというような慣行に相なつております。賃金決定につきましても民間の動向を考慮に入れた、回答につきましても民間の動向を考慮に入れたということにならざるを得ないと思ひます。そこで、大きな産業といたしまして鉄鋼のことがまず念頭に出るわけでございますが、そのほかの各産業も非常にことは交渉がおくれているようでありまして、できるだけ民間の各産業の回答状況というものを考慮に入れて、しかも、できるだけ早い時期に回答いたしたいというふうな考えております。

○小柳勇君 これも労働省の見解として、結局、二十一日の鉄鋼回答が一つの目安になるだろうというところが新聞に書いてありますが、たぶん大臣が御発言になったのじやないかと思ひます。が、何かそういう点、情報が入つておりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 新聞に報道されたことは、大臣が記者会見の際に発言されたことのようにありますが、その際の大臣の御発言は、鉄鋼回答が出たあとで、民間賃金の様子も見てできるだけ早い時期に、できれば四月中にでも回答をいたしたい、こういうふうな申ししたので、鉄鋼だけを特にそれに右へならえという趣旨で申されたのではないと思ひます。

○小柳勇君 それから有額回答については、当然、確認してよろしいですね。

○政府委員(石黒拓爾君) 回答を出します以上は、ぜひとも有額のものにいたしたいと考えております。

○小柳勇君 第二点は、一万五千円以上を組合が要求しております。物価上昇あるいは民間労働賃金の動向、あるいは若年労働力の不足などの点から見て、私は、妥当な要求であると考えておりますが、大臣、いかがでありますか。これは大臣から聞かましよう。

○国務大臣(野原正勝君) 御承知のとおり、賃金の決定につきましては、三公社五現業の場合も含めて、原則として労使の自主的交渉にゆだねてお

ります。その場合、労使がそれぞれの立場から、賃金のあり方について自己の主張を持つことは当然でございます。その内容の当否について述べることは差し控えたいと思いますが、政府としては、労使双方が、今日国民経済の現状等を考へて、良識をもって自主的に話し合いを進めて、円満な解決が望ましいと考えておるわけでありまして、したがって、こういった問題につきましては、まあ均衡のとれた形で話がまとまることを期待しておると申し上げる以外にないというわけでありまして。

○小柳勇君 それから三公社五現業で、経営状態の良否によって賃金格差があつてはならないと私も考えますし、大臣もそのようにはっきり明言しておられます。それは確認していいですね。

○国務大臣(野原正勝君) まあ、三公社五現業の各経営の内容等、みなそれぞれ様子が違つてゐるわけでございますが、給与の問題につきましては、大きな格差があるべきものではなからうと、常に私は申しております。そういうことでございまして、賃金の格差が大きく開くはずはなからう、また、そういうものがあることは好ましくないではないかということをお申したことはございます。

○小柳勇君 格差がないということをお大臣も希望しておられる。そこで、これは最後であります。が、二十三日及び今月下旬も実力行使を含む強力な交渉をするということを聞いております。われわれとしても、できるだけ早期に賃金問題を円満に、平和的に解決するために努力をいたさなければなりません。労働大臣並びに労働省としての努力を期待するものであります。大臣の決意なり、労政局長の見解を聞いておきたいと思つております。

○政府委員(石黒拓爾君) 三公社五現業につきましては、公労法の適用を受けておりました。御承知のごとく、ストライキ等は禁止されておるものでございますので、私どもといたしましては、そういったストライキ等を行なわないことを切望し

ております。それに付くまでも、早くしかるべき回答を出し、そうして円滑に交渉が進むということがきわめて望ましいことであると思つておりますので、その線で鋭意努力をいたしておるところでございます。

○小柳勇君 質問を終わります。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会